

彙報

厚生省官制中改正と人口局の創設

曩に閣議決定を見たる人口政策確立要綱の大目標に即應しその施行官廳たる厚生省の官制改正と人口局の創設とは著々と準備中であつたが、右官制改正は昭和十六年八月一日付官報を以て勅令第八百號としていよいよ公布を見るに到り、人口局は茲に我が國人口政策の中心行政機關として創設せらるゝに到つた。右勅令を掲ぐれば次の如くである。

厚生省官制中改正 (昭和十六年七月三十一日勅令第八百號)

厚生省官制中左ノ通改正ス

第一條 厚生大臣ハ人口ノ涵養、國民ノ保健、社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導及勞務ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

- 人口局
- 衛生局
- 豫防局
- 生活局
- 労働局
- 職業局

第三條 人口局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 人口ノ涵養及國民ノ保健ノ企畫ニ關スル事項
- 二 體育運動、體力鍊成其ノ他體育訓練ニ關スル事項
- 三 妊産婦、母子、兒童及乳幼児ノ保護ニ關スル事項
- 四 其ノ他人口ノ涵養及國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第四條 衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 醫事及藥事ニ關スル事項
- 二 衛生資材ニ關スル事項
- 三 飲食物ノ衛生ニ關スル事項
- 四 環境衛生ニ關スル事項

第六條 生活局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 社會福利施設ニ關スル事項
- 二 救護及治療ニ關スル事項
- 三 衣食ノ指導ニ關スル事項
- 四 住宅ニ關スル事項
- 五 其ノ他國民生活ノ保護指導ニ關スル事項

第七條中第二號ヲ第三號トシ第三號ヲ第四號トシ第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二 労働能率ノ増進其ノ他勞務管理ニ關スル事項

第十二條ノ二ヲ第八條トシ第八條ヲ第九條トシ第九條ヲ第十條トス

第十條ヲ第十一條トシ同條中「事務官專任二十五人」ヲ「事務官專任二十一人」ニ改ム

第十一條ヲ第十二條トシ同條第一項中「技師專任三十人」ヲ「技師專任二十七人」ニ改ム

第十二條ヲ第十三條トシ同條中「體育運動」ヲ「體育訓練」ニ改ム

第十三條ヲ第十四條トシ同條中「專任百十八人」ヲ「專任百四人」ニ改ム

第十四條ヲ第十五條トシ同條中「技師專任二十一人」ヲ「技師專任十六人」ニ改ム

第十五條ヲ第十六條トシ同條中「體育運動」ヲ「體育訓練」ニ改ム

第十六條ヲ第十七條トシ以下順次繰下ゲ

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十三年一月十一日勅令第七號厚生省官制抄録

第一條 厚生大臣ハ國民保健、社會事業及勞務ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

- 體力局
- 衛生局
- 豫防局
- 社會局
- 労働局
- 職業局

第三條 體力局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 體力向上ノ企畫ニ關スル事項
- 二 體力向上ノ施設ニ關スル事項
- 三 體力調査ニ關スル事項
- 四 體育運動ニ關スル事項
- 五 妊産婦、乳幼児及兒童ノ衛生ニ關スル事項

第四條 衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 衣食住ノ衛生ニ關スル事項
- 二 衛生指導ニ關スル事項

三 醫事及藥事ニ關スル事項

四 其ノ他國民保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 社會福利施設ニ關スル事項
- 二 救護及治療ニ關スル事項
- 三 母子及兒童ノ保護ニ關スル事項
- 四 其ノ他社會事業ニ關スル事項

第七條 勞働局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

(左記略ス)

第十二條 厚生省ニ體育官專任四人ヲ置ク奏任トス
上官ノ命ヲ承ケ體育運動ニ關スル事務ヲ掌ル

第十三條 厚生屬ハ專任百十八人ヲ以テ定員トス

厚生部内臨時職員設置制中改正

(昭和十六年七月三十一日 勅令第八百一號)

厚生部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第二條中「體力局」ヲ「人口局」ニ改ム

第二條ノ二 保健衛生調査ニ關スル事務ニ從事セシム

ル爲厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ人口局及衛生局ニ分屬セシム

技師 專任二人

屬 專任二人

技手 專任二人

第三條中第一號ヲ削リ第二號ヲ第一號トシ第三號ヲ第二號トス

第四條中「社會局」ヲ「生活局」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

彙報

〔參照〕

昭和十三年一月十一日 勅令第八號 厚生部内臨時職員設置制抄録

第三條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ衛生局ニ屬セシム

一 保健衛生調査ニ關スル事務ニ從事スル者

技師 專任二人

屬 專任二人

技手 專任二人

尙、八月二日付官報を以て告示された厚生省分課規程中改正により厚生省各局各課の主管事項を掲ぐれば以下の如くである。

改正厚生省分課規程 (昭和十六年八月一日ヨリ施行)

人口局

總務課

- 一 人口ノ涵養及國民ノ保健ノ企畫ニ關スル事項
- 一 民族優生ニ關スル事項
- 一 保健指導施設ノ總括調整ニ關スル事項
- 一 保健所及保健婦ニ關スル事項
- 一 人口問題研究所及厚生科學研究所ニ關スル事項

一 他ノ主管ニ屬セザル人口ノ涵養及國民ノ保健ニ關スル事項

管理課

母子課

- 一 國民體力法ノ總括施行ニ關スル事項
- 一 國民體力ノ調査及統計ニ關スル事項
- 一 妊産婦及乳幼兒ノ保護ニ關スル事項
- 一 保育施設ニ關スル事項

一 母子保護法ノ施行ニ關スル事項

一 虛弱兒及異常兒ノ保護ニ關スル事項

一 結婚及出産ノ獎勵ニ關スル事項

一 他ノ主管ニ屬セザル母性及兒童ノ保護指導ニ關スル事項

體鍊課

- 一 體育運動ノ調査研究及普及獎勵ニ關スル事項
- 一 體育運動指導者ノ教養ニ關スル事項
- 一 體育運動團體ニ關スル事項
- 一 運動場其ノ他體力向上ノ施設ニ關スル事項
- 一 體力鍊成ニ關スル事項
- 一 其ノ他體育訓練ニ關スル事項

衛生局

醫務課

- 一 醫師、齒科醫師、産婆及看護婦其ノ他療屬ニ關スル事項
- 一 醫療關係者ノ技能登録ニ關スル事項
- 一 醫療ノ監督及普及ニ關スル事項
- 一 醫藥制度ノ調査ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル醫務ニ關スル事項

藥務課

- 一 藥劑師、製藥者及藥種商ニ關スル事項
- 一 藥局其ノ他調劑ヲ爲ス場所ノ監督ニ關スル事項
- 一 醫藥品ノ配給及消費ニ關スル事項
- 一 醫藥品ノ輸移出ニ關スル事項
- 一 阿片及賣藥ニ關スル事項
- 一 藥品、麻藥、毒物、劇物及賣藥部外品ノ取締ニ關スル事項

- 一 衛生試驗所ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル業務ニ關スル事項

- 一 急性傳染病ニ關スル事項
- 一 海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項
- 一 寄生蟲病、原蟲病及地方病ニ關スル事項
- 一 トラホーム其ノ他慢性傳染病ニ關スル事項

- 一 藥品及生薬ノ生産ニ關スル事項
- 一 藥品生産用資材ノ斡旋及配分ニ關スル事項
- 一 藥用植物ノ栽培及採取ニ關スル事項
- 一 醫藥品ノ輸入ニ關スル事項
- 一 醫藥品ノ價格統制ニ關スル事項
- 一 痘苗、血清其ノ他細菌學的豫防治療品ニ關スル事項

- 一 生活局
- 一 生活體制ニ關スル事項
- 一 衣服ノ指導、榮養食ノ普及其ノ他衣食ノ指導ニ關スル事項
- 一 國民厚生運動ニ關スル事項
- 一 公益質屋、公益市場其ノ他社會福利施設ニ關スル事項
- 一 低利資金融通ニ關スル事項
- 一 地方改善ニ關スル事項
- 一 協和事業ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル國民生活ノ保護指導ニ關スル事項

- 一 國民優生法ノ施行ニ關スル事項
- 一 精神病、性病及癩ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル疾病ノ豫防ニ關スル事項

- 一 勞働局
- 一 勞働政策ニ關スル事項
- 一 產業報國運動ノ指導ノ總括ニ關スル事項
- 一 勞働爭議ニ關スル事項
- 一 内外勞働情勢ノ調査ニ關スル事項
- 一 他ノ主管ニ屬セザル勞働ニ關スル事項

- 一 飲食物及飲料水ノ衛生ニ關スル事項
- 一 水道及下水道ニ關スル事項
- 一 屠畜及屠場ニ關スル事項
- 一 清掃衛生、多衆集合スル場所ノ衛生其ノ他環境衛生ニ關スル事項
- 一 醫療器材及衛生材料ニ關スル事項

- 一 住宅課
- 一 國民住宅ノ合理化ニ關スル事項
- 一 住宅ノ供給ニ關スル事項
- 一 地代家賃ノ統制ニ關スル事項
- 一 其ノ他住宅ニ關スル事項

- 一 勞働者ノ能率増進ニ關スル事項
- 一 勞働者ノ厚生ニ關スル事項
- 一 勞働者ノ賃金ニ關スル事項
- 一 退職積立金及退職手當法ノ施行ニ關スル事項
- 一 勞働統計ニ關スル事項
- 一 工場法ノ施行ニ關スル事項
- 一 工場勞働者最低年齡法ノ施行ニ關スル事項
- 一 勞働者災害扶助法ノ施行ニ關スル事項
- 一 鑛夫ニ關スル事項
- 一 鑛業及砂鑛業ニ於ケル勞働衛生ニ關スル事項
- 一 商店法ノ施行ニ關スル事項
- 一 汽罐取締令ノ施行ニ關スル事項
- 一 其ノ他勞働者保護ニ關スル事項

- 一 豫防局
- 一 國民優生法ノ施行ニ關スル事項
- 一 精神病、性病及癩ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル疾病ノ豫防ニ關スル事項

- 一 保護課
- 一 救護及救療ニ關スル事項
- 一 罹災救助ニ關スル事項
- 一 社會事業ノ助成ニ關スル事項
- 一 方面委員ニ關スル事項
- 一 恩賜濟生會ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル社會事業ニ關スル事項

- 一 總務課
- 一 國民職業指導所ノ監理及監査ニ關スル事項
- 一 國民職業指導所職員ノ養成ニ關スル事項
- 一 職業紹介委員會ニ關スル事項

- 一 結核課
- 一 結核對策ノ企畫ニ關スル事項
- 一 結核對策實施ノ總括調整ニ關スル事項
- 一 結核豫防法ノ施行ニ關スル事項
- 一 他ノ主管ニ屬セザル結核ニ關スル事項

- 一 職業局
- 一 國民職業指導所ノ監理及監査ニ關スル事項
- 一 國民職業指導所職員ノ養成ニ關スル事項
- 一 職業紹介委員會ニ關スル事項

- 一 豫防課
- 一 國民優生法ノ施行ニ關スル事項
- 一 精神病、性病及癩ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル疾病ノ豫防ニ關スル事項

- 一 住宅課
- 一 國民住宅ノ合理化ニ關スル事項
- 一 住宅ノ供給ニ關スル事項
- 一 地代家賃ノ統制ニ關スル事項
- 一 其ノ他住宅ニ關スル事項

- 一 勞働局
- 一 勞働政策ニ關スル事項
- 一 產業報國運動ノ指導ノ總括ニ關スル事項
- 一 勞働爭議ニ關スル事項
- 一 内外勞働情勢ノ調査ニ關スル事項
- 一 他ノ主管ニ屬セザル勞働ニ關スル事項

- 一 防疫課
- 一 國民優生法ノ施行ニ關スル事項
- 一 精神病、性病及癩ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル疾病ノ豫防ニ關スル事項

- 一 保護課
- 一 救護及救療ニ關スル事項
- 一 罹災救助ニ關スル事項
- 一 社會事業ノ助成ニ關スル事項
- 一 方面委員ニ關スル事項
- 一 恩賜濟生會ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル社會事業ニ關スル事項

- 一 總務課
- 一 國民職業指導所ノ監理及監査ニ關スル事項
- 一 國民職業指導所職員ノ養成ニ關スル事項
- 一 職業紹介委員會ニ關スル事項

- 職業適性ノ調査ニ關スル事項
- 勞務資源ノ調査ニ關スル事項
- 勞務動員計畫實施ノ總括ニ關スル事項
- 他課ノ主管ニ屬セザル事項

- 勞務課
- 勞務要員ノ斡旋充足ニ關スル事項
- 職業指導ニ關スル事項
- 入營者職業保障法ノ施行ニ關スル事項
- 勞務者ノ募集、勞務供給事業及私營職業紹介事業ニ關スル事項

- 勞務者ノ使用及雇入ノ規制ニ關スル事項
- 其ノ他職業紹介事業ニ關スル事項

- 登錄課
- 國民職業能力ノ登錄ニ關スル事項
- 國民徵用ニ關スル事項
- 國民勞務手帳制度及從業者移動防止ニ關スル事項

- 技能課
- 技能者ノ養成ニ關スル事項
- 幹部機械工ノ養成ニ關スル事項
- 技術者檢定ニ關スル事項
- 技能檢査ノ施行ニ關スル事項
- 學校卒業者使用制限ニ關スル事項
- 轉職課
- 職業轉換ノ指導ニ關スル事項
- 國民勤勞訓練ニ關スル事項
- 職業輔導ニ關スル事項
- 授産及内職ノ施設ニ關スル事項
- 其ノ他失業對策ニ關スル事項

彙報

貸家組合法施行期日の件公布

貸家組合法の施行期日については昭和十六年七月四日勅令第七百三十九號を以て公布を見、昭和十六年七月七日よりいよいよ施行されることとなつたが、之を掲ぐれば次の如く、なほ貸家組合登記令も同日勅令第七百四十號として共に七月五日付官報を以て公布せられた。

貸家組合法施行期日ノ件 (昭和十六年七月四日勅令第七百三十九號)

貸家組合法ハ昭和十六年七月七日ヨリ之ヲ施行ス

保健婦規則並に私立保健婦學校保健婦講習所指定規則等の公布

我が國の厚生施設中重要な役割りを擔つてゐる保健婦制度につきその資格能力の統一と向上を期するため保健婦規則の制定が要望せられてゐたが、同規則は昭和十六年七月十日付官報を以て厚生省令第三十六號として公布を見るに到つた。同規則並に七月十六日付厚生省告示第三百一號の私立保健婦學校保健婦講習所指定規則を掲ぐれば以下の如くである。尚、同じく七月十六日厚生省告示第三百二號を以て定められたる保健婦規則第八條所定の徽章は別掲の如くである。

保健婦規則 (昭和十六年七月十日厚生省令第三十六號)

第一條 保健婦ノ名稱ヲ使用シテ疾病豫防ノ指導、母性又ハ乳幼児ノ保健衛生指導、傷病者ノ療養輔導其ノ他日常生活上必要ナル保健衛生指導ノ業務ヲ爲ス者(以下保健婦ト稱ス)ハ年齢十八年以上ノ女子ニシ

テ左ノ各號ノ一ニ該當シ地方長官ノ免許ヲ受ケタル者ニ限ル

一 保健婦試験ニ合格シタル者ニシテ三月以上本條本文ノ業務ヲ修業シタルモノ
二 厚生大臣ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者

地方長官免許ヲ與フルトキハ保健婦免狀ヲ下付ス

第二條 精神病者、傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許ヲ與ヘザルモノトス

第三條 保健婦試験ハ地方長官之ヲ施行ス

第四條 保健婦試験ハ一年以上看護又ハ産婆ノ學術ヲ修業シタル者ニ非ザレバ之ヲ受クルコトヲ得ズ

第五條 試験ハ左記科目ニ付之ヲ行フ但シ看護婦規則

第二條第一項各號ノ一ニ掲グル資格ヲ有スル者ニ付テハ第一號、第二號及第八號乃至第十號ノ科目ノ試験ヲ免ズルコトヲ得

一 解剖學大意

二 生理學大意

三 環境、産業及學校衛生大意

四 結核其ノ他慢性傳染病豫防並ニ寄生蟲病豫防大意

五 急性傳染病豫防大意

六 母性及乳幼児衛生大意

七 榮養大意

八 救急處置及消毒方法

九 糊帶術及治療器械取扱方大意

十 看護方法

十一 衛生法規大意

十二 社會事業大意